

## 世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」認定制度実施要領

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

(趣旨)

第1条 この要領は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」ロゴマーク利用許諾要綱（平成28年9月20日施行。）第2条に基づく、認定制度に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 清流長良川で生まれ、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・継承に資する商品を「清流長良川の恵みの逸品」として認定し、「長良川システム」を未来につなぐことを目的とする。

(対象商品)

第3条 対象商品は、食品（農林水産物等一次産品及びその加工品、飲料）、地場産品及び旅行商品等とする。

(認定申請者)

第4条 認定を申請できる者は、対象商品の製造や販売を営む個人、法人またはこれを営む個人等で組織される団体（以下「事業者等」という。）で、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 長良川上中流域とし、原則として、認定地域で事業を行う者。  
認定地域：岐阜市、関市、美濃市、郡上市
- (2) 農林水産業、製造業、販売業、サービス業等を営む個人、法人または個人等で組織される団体である者。
- (3) 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の価値の向上に積極的に協力できる者。
- (4) 法令による営業禁止または営業停止の行政処分、その他法令による処分を受けていない者。
- (5) 特定の政治活動や宗教活動を助長する恐れがない者。
- (6) 暴力団、暴力団構成員または社会的に非難されるべき関係を有しない者。

(認定基準)

第5条 認定基準は、清流長良川で生まれた、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・継承の理念に合致する商品とし、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 長良川上中流域にあり、原則として認定地域（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）内にあるもの。
- (2) 生鮮水産物は、(1)の原則として河川産のもの。
- (3) 水産加工品は、(2)を主たる原材料とするもの。
- (4) 農林産物は、(1)で生産される有機JAS、飛騨美濃伝統野菜、ぎふクリーン農産物等の一定規格を有するもの。
- (5) 農林産加工品は、(4)を主たる原材料とするもの。
- (6) 飲料（水、酒、清涼飲料水）は、(1)で原水を採取したもの。

- (7) その他、菓子等は制度の理念に則し、認定にふさわしいと判断するもの。
- (8) 地場産品は、美濃和紙等の伝統工芸品で、制度の理念に則し、認定にふさわしいと判断するもの。
- (9) その他、観光ツアーや鮎メニュー等で、制度の理念に則し、認定にふさわしいと判断するもの。
- (10) 加工食品、飲料及び地場産品については、製造が対象地域の事業者によって行われていることを原則とするが、製造工程等の事情により、対象地域外の事業者により製造または加工された商品であっても、販売が対象地域内の事業者によって行われていれば可とする。
- (11) 消費者の信頼を確保する安全・安心に関する取組がなされていること。

#### (認定団体)

第6条 認定団体は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会とする。

#### (認定申請)

第7条 認定を受けようとする事業者等は、次の各号の書類を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長（以下、「協議会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 認定申請書（様式第1号）
- (2) 商品説明書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

2 前項で申請する商品は、関係法令を遵守し、公序良俗に反していないものであること。

#### (審査)

第8条 協議会長は、前条第1項による申請（以下、「認定申請」という。）があったときは、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会に設置される審査会を開催する。

2 審査会は、前条により提出された書類及び現物等で審査する。

3 なお、必要に応じてプレゼンテーション審査や、生産地及び製造施設の現地調査も実施することができる。

#### (認定及び通知)

第9条 協議会長は、前条の審査会の結果、申請のあった商品が第5条の基準に適合するものと認めるときは、清流長良川の恵みの逸品として認定する。

2 協議会長は、申請した事業者等に対し、認定の適否（保留を含む）を通知するものとする。

#### (認定の有効期間)

第10条 前条第1項の認定の有効期間は、認定日から3年を経過する当該年度末までとする。

(認定の継続)

第11条 第9条第1項の認定を受けた事業者等のうち、認定の継続を希望する者は、認定有効期限の3カ月前までに認定継続に必要な次の各号の書類を協議会長に提出するものとする。

(1) 認定継続申請書(様式第1号)

(2) 商品説明書(様式第2号)

2 協議会長は、前項による申請があったときは、審査会に諮る。

3 審査会は、内容を確認し、継続が適当と認めた場合、これを承認する。

4 協議会長は、継続申請した事業者等に対し、承認を通知するものとする。

(認定の表示等)

第12条 認定事業者等は、世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」の認定を受けた商品(以下、「認定商品」という。)の包装、容器等に次の各号のとおり表示するものとする。

(1) ロゴマーク

使用は、別に定めるデザイン簡易マニュアルに従うこと。

(2) 認定商品を示す文字

文字は、「清流長良川の恵みの逸品認定品」とする。

2 ロゴマーク等の認定商品の表示に要する経費は、認定事業者等の負担とする。

(認定事業者等の責務)

第13条 認定事業者等は、この要領が定める内容を遵守するとともに、認定商品の品質を維持・向上するよう努めるものとする。

2 認定事業者等は、ロゴマーク等の表示状況及び認定商品に関する製造及び販売状況を記録するものとともに、認定期間内の当該年度終了後3年間保管し、協議会から指示があった場合は、速やかに記録を提出するものとする。

3 認定事業者等は、認定商品の生産・製造、販売等をとおして、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の価値の向上に協力するものとする。

4 認定商品の品質、生産・製造、販売及びロゴマーク等の使用に関する事故や、知的財産権に関する問題等が発生した場合は、認定事業者等が損害賠償等の責任を負うものとし、協議会は、その原因のいかんを問わず責任を負わない。

5 前項に規定する場合において、当該認定事業者等は、遅滞なく事故等の内容を協議会に報告するものとする。

(廃止及び変更)

第14条 認定事業者等は、次の各号に掲げる場合には、廃止または変更等届出書(様式第4号)を速やかに協議会長に提出するものとする。

(1) 認定商品の生産・製造または販売を中止するとき。

(2) 申請者の住所等を変更するとき。

(3) 認定商品の名称、生産地、製造地等を変更するとき。

(4) 認定商品の製造方法、原材料等または表示ラベルを変更するとき。

(5) 認定商品の原材料等の規格、形状または包装もしくは容器のデザインを変更するとき。

- 2 協議会長は、第1項による廃止または変更等の届出があったときは、審査会に諮る。
- 2 審査会は、前条により提出された書類を確認する。
- 3 協議会長は、届出た事業者等に対し、変更等の適否（保留を含む）を通知するものとする。
- 4 変更後の認定の有効期間は、変更前の有効期間とする。

（認定商品の確認協力）

第15条 協議会長は、認定事業者等に対し、認定商品の生産地、製造所、生産及び製造の状況並びに関係帳簿の確認に対する協力を求めることができる。

（認定の取消）

第16条 協議会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定商品が第5条の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 認定事業者等が廃業または休業したとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
- (4) ロゴマーク等を不適切に使用したとき。
- (5) その他、制度運用に重大な支障をきたすとき、

2 協議会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者に対し、理由を付して遅滞なくその旨を通知するものとする。

（違反者に対する措置）

第17条 協議会長は、ロゴマーク等が不正に使用された場合は、ただちに使用の中止を求めるとともに、これを公表する。

（認定制度の普及等）

第18条 協議会長は、認定制度の普及及び認定商品の活用に努めるものとする。

（その他）

第19条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月16日から施行する。